別 添 3

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２０年７月１８日
経　済　産　業　省

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第３５条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

１．ガス機器・石油機器に関する事故　　２件
（うちガスふろがま（ＬＰガス用）１件、ガスこんろ（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　　５件
（うちウォーターサーバー１件、エアコン（室外機）１件、電気こんろ２件、
介護ベッド用手すり１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　　８件
（うち薪だきふろがま１件、携帯電話１件、介護ベッド１件、
充電器（携帯電話用）１件、ジュースミキサー１件、電気毛布１件、
エアコン１件、温水洗浄便座１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において、
審議を予定している案件　　０件

※詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項
(1) 日立熱器具株式会社（現 日立アプライアンス㈱）製電気こんろ
※タカラスタンダード㈱製ミニキッチンに組み込まれたもの（一口）
（管理番号 A200800387）
※日立アプライアンス㈱製ミニキッチンに組み込まれたもの（上面操作一口）
（管理番号 A200800388）
①事故再発防止策について

昭和６３年１０月以前にミニキッチン等に組み込まれて販売された電気こんろについては、体や荷物がつまみ（スイッチ操作部）に触れ、スイッチが入ってしまう事故が多発していることから、各事業者においてつまみ（スイッチ部）の無償改修を行っています。また、電気こんろメーカー及びキッチンユニットメーカー１３社は、平成１９年６月２０日に「小形キッチンユニット用電気こんろ協議会」を設立し、再発防止のため、１００%改修を目指した抜本的対策を、平成１９年７月３日及び同年７月３１日に公表し、改修を加速することとしています。

また、同様のスイッチ構造を持つ「上面操作一口電気こんろ」及び「複数口電気こんろ」についても、改修対象に加え、平成１９年８月１日に、新聞社告を掲載し、改修を行っております。

※一口電気こんろ
改修対象台数　５３０，４０１台（全社合計）
改修率　８３．７%（平成２０年６月３０日現在）

※上面操作一口電気こんろ
改修対象台数　６０，９６９台（全社合計）
改修率　３０．５%（平成２０年６月３０日現在）

※複数口電気こんろ
改修対象台数　１４７，７００台（全社合計）
改修率　３７．３%（平成２０年６月３０日現在）

②消費者への注意喚起

当該製品を含む電気こんろのつまみカバーのない製品においては、上記のように火災事故が多発しています。当該電気こんろはつまみ部分にカバーがなく露出しており、体や荷物が触れてしまうと知らないうちに火災につながる恐れがあります。

消費者の皆様におかれましては、電気こんろの上や周辺に可燃物を置くことを避けていただくとともに、電気こんろのつまみにカバーのない製品をお使いで、まだ製造事業者等の行う改修を受けておられない方は、下記フリーダイヤル等に速やかに御連絡ください。

また、製造事業者等が改修のためにダイレクトメールや直接訪問を行ったものの、不在等の理由で改修が出来なかったケースもあり、そうしたケースからも火災事故が複数件発生しております。製造事業者等が行う訪問改修に御協力くださいますようお願いします。

（日立アプライアンス株式会社の問い合わせ先）
フリーダイヤル：０１２０－２５６－５５７

（タカラスタンダード株式会社の問い合わせ先）
フリーダイヤル：０１２０－２００－８０５

（小形キッチンユニット用電気こんろ協議会の問い合わせ先）
電話番号：０３－３５５６－５９１５
フリーダイヤル：０１２０－３５５－９１５

(2) パラマウントベッド株式会社製介護ベッド用手すり（管理番号 A200800396）

①消費者への注意喚起

介護ベッド用手すりにおいては、過去から製品の隙間に身体の一部を挟み込む、衣服の引っ掛かり等により首を圧迫する等の重大な事故が発生しております。製品の性質上、全てのリスクをゼロにすることは困難な状況です。同様の製品を御使用の方々及び御使用者を介護する方々には、取扱説明書、製造事業者及び業界団体のホームページに記載されている注意事項を今一度、御確認いただき、製品に関するリスクを認識し、正しく御使用ください。また、製品の使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又は販売事業者等に御相談ください。

なお、日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会において、介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についての注意喚起に関する呼びかけを行っております。

（本発表資料のお問い合わせ先）
商務情報政策局製品安全課製品事故対策室
担当：横田、義経、豊島
電話：03-3501-1707（直通）